

民間資格活用促進に係る実施要領

1. 目的

民間資格を保有している技術者の積極的な活用を図り、地域の守り手となる技術者の確保及び技術力の向上を図るものである。

2. 制度の概要

土木部が発注する業務委託において、福島県土木部所管の共通仕様書（業務委託編）（以下、「共通仕様書」という。）に記載している管理技術者の要件に加えて、下記（１）から（７）の民間資格においても活用を図るもの。

- （１）ふくしまME（防災）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会）
- （２）ふくしまME（保全）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会）
- （３）コンクリート診断士（公益社団法人日本コンクリート工学会）
- （４）土木鋼構造診断士（一般社団法人日本鋼構造協会）
- （５）一級構造物診断士（一般社団法人日本構造物診断技術協会）
- （６）地すべり防止工事士（一般社団法人斜面防災対策技術協会）
- （７）砂防・急傾斜管理技術者（（公社）砂防学会）

3. 対象業務

道路施設及び河川施設等に関する点検診断業務を対象とする。なお、対象施設毎の管理技術者へ追加する資格等は別表１のとおり。

※別表１に記載のない施設に関する業務は、本要領の対象外とする。

4. 事務処理要領

事務手続きについては、次の手続きを行うこととする。

- （１）「特記仕様書」に下記事項を追加する。

第〇条 管理技術者

- 1 本業務の管理技術者は、「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」第1107条及び第1107条「総則の運用」に基づくものとする。
- 2 本業務では、「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」第1107条「総則の運用」に以下の資格を追加する。
 - （１）ふくしまME（防災）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会）
 - （２）ふくしまME（保全）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会）
 - （３）コンクリート診断士（（公社）日本コンクリート学会）
 - （４）土木鋼構造診断士（（一社）日本鋼構造協会）
 - （５）一級構造物診断士（（一社）日本構造物診断技術協会）
 - （６）地すべり防止工事士（（一社）斜面防災対策技術協会）
 - （７）砂防・急傾斜管理技術者（（公社）砂防学会）

※上記は別表１に合わせて修正する。

- 3 ただし、「資格名称」（資格名称は、別表1における「○」の資格名称を記載する。）の資格保有者を管理技術者として配置する場合は、△△施設（△△は発注する施設と同じ施設を記載）の点検診断業務における担当技術者としての履行実績を1件以上有するものとし、発注者へ管理技術者の経歴書を提出する際に、該当業務における業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績情報の写し等を併せて提出すること。
- 4 第3項の履行実績について、提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限等の措置を行うことがある。
- 5 受注者は、第2項に記載している民間資格保有者を管理技術者へ配置した場合は、テクリスの業務概要に「民間資格活用：○○○」（○○○は、活用を図った資格）と記載すること。

(2) 「入札公告」（指名競争の場合は指名通知書、随意契約の場合は見積書提出通知）について下記事項を追加する。

（記載例）

- その他
（○）本業務は、「民間資格活用促進に係る実施要領」を適用する業務である。

5. その他

- (1) 本要領に記載の無い事項については、共通仕様書による。
- (2) 本要領の有効性等を確認するため、後日フォローアップを実施する。
※詳細は、別途通知する。
- (3) 測量業務等の主任技術者を配置する業務は、本要領内の管理技術者を主任技術者に読み替えて適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年12月19日から適用する。

この要領は、令和2年11月25日から適用する。

別表1

対象施設	点検診断業務の管理技術者として活用を図る資格						
	ふくしまME（防災）	ふくしまME（保全）	コンクリート診断士	土木鋼構造診断士	一級構造物診断士	地すべり防止工事士	砂防・急傾斜管理技術者
① 自然斜面	◎	○	—	—	—	◎	—
② 道路土工構造物 （切土・斜面安定施設、盛土）	◎	○	—	—	—	◎	—
③ シッド・大型カルバート	◎	○	◎	—	—	—	—
④ トンネル	◎	○	◎	—	—	—	—
⑤ 橋梁（コンクリート橋）	○	◎	◎	◎	◎	—	—
⑥ 橋梁（鋼橋）	○	◎	◎	◎	◎	—	—
⑦ 横断歩道橋	○	◎	◎	◎	◎	—	—
⑧ 舗装	○	◎	—	—	—	—	—
⑨ 門型標識	○	◎	—	◎	◎	—	—
⑩ 小規模構造物 （門型標識以外の標識、道路照明）	○	◎	—	◎	◎	—	—
⑪ 河川堤防（コンクリート構造物）	◎	◎	◎	—	—	—	—
⑫ 河川堤防（盛土）	◎	○	—	—	—	—	—
⑬ 樋門・樋管	◎	◎	—	—	—	—	—
⑭ 地すべり対策施設 （抑制工、抑止工等）	◎	○	—	—	—	◎	—
⑮ 急傾斜地崩壊防止施設 （抑制工、抑止工）	◎	○	—	—	—	◎	◎
⑯ 砂防設備（H=15m以上のダム及び鋼製 ウォールゲート型砂防えん堤を除く）	○	○	○	—	○	—	◎
⑰ 雪崩防止施設 （コンクリート及び鋼構造物）	◎	◎	—	—	—	—	—
⑱ 海岸堤防（コンクリート構造物）	◎	◎	◎	—	—	—	—

◎：活用を図る資格を取得していることを管理技術者の要件にする。

○：活用を図る資格を取得し、かつ、同種業務における担当技術者としての実績を1件有することを管理技術者の要件にする。